

# 証拠としての計量経済分析

## ——法廷経済学 (Forensic Economics) の視点——

大 林 守\*<sup>1</sup>  
梶 村 寛 道\*<sup>2</sup>

### 1. はじめに

本小論の目的は、計量経済分析（以下、計量分析）が、インテリジェンス株式買取価格申立事件の高裁決定（2010年10月19日）において、判決に初めて採用された画期的な事実に着目し、その事実がもたらす影響を考察することにある<sup>1)</sup>。それまでも裁判において計量分析の利用例はあるが、判決に採用されたことはなかった。これを契機に、計量分析を利用した証拠の提出、そして判決における計量分析結果の採用が増加することが予想できる<sup>2)</sup>。基本的には、裁判における損害の特定化や被害額の算定がより科学的かつ客観的に一貫性を持って行われる可能性が高まることが期待できる<sup>3)</sup>。すでに米国では、証拠の計量分析や計量分析に関する専門家証人の利用が進んでおり、そういった対法廷サービスの市場化・産業化を観察できることから、米国を他山の石とする考察は興味深い。

本小論では、第2節においてインテリジェンス高裁決定の意義を考える。第3節では、筆者の経験を含めて、日本の裁判における計量分析の利用例をみること

により日本の現状を把握する。筆者はそれぞれ、ある損害賠償裁判において、計量分析に関する被告側の専門家証人、そして被告側弁護人であったことから実体験に基づいた情報を提供した点が特徴である。そして、第4節では、すでに対法廷計量分析サービスの市場化・産業化が進展し、Forensic Economics（法廷経済学）が確立している米国の例をみる。米国が経験してきた課題を整理することにより日本の課題を考察する。最後は、まとめと将来課題である。

### 2. インテリジェンス高裁判決の意義

インテリジェンス事件において高裁は、株価の公正な価格の決定にファイナンス経済学におけるマーケット・モデルを基本として、統計学における多変量解析手法のひとつである回帰分析を利用した計量分析結果を初めて採用した。そこで、本事案の意義を考察しておく。

本事案は、株式交換についての反対株主による株式買取請求に係わる「公正な価格」の算定が争点となったものであるが、この算定方法について、東京高裁は、回帰分析の手法を説明した上、「回帰分析の手法は、その精度について客観的な検証が可能であり、科学的根拠に基づく合理的手法である」としたものであ

\* 1 専修大学商学部教授, E-mail: forensicmetrics@gmail.com

\* 2 専修大学法科大学院教授

る。学説においては、すでに、「計画公表前の市場価格をもとに、その後の市場全体の相場の変動等を考慮し回帰分析的手法を用いてそれを修正する方法をとるべきである。」と有力に主張されてきたが、裁判においては、初めて、回帰分析的手法を評価し積極的に採用したところに意義がある<sup>4)</sup>。

もちろん、民事訴訟の当事者主義（弁論主義）から、裁判所の判断も、当事者が主張し、提出した証拠を元に判断する制約はある。しかし、それは、当事者が、裁判において、回帰分析的手法による算定の常識は前提とすることを徹底すること、あるいは、当事者の利害に係わらない、第三者による算定（鑑定）を当事者双方が了解の上、申請することで達成できる。

なお、本決定は、前提として、「公正な価格」を、「裁判所の裁量」により、株式買取請求が確定的に効力を生ずる株式交換効力を効力発生日を基準時として、「事案に応じて、株式交換がなければ同社株式が有していたであろう客観的価値、または、本件株式交換によるシナジーを適切に反映した同社株式の客観的価値を基礎として算定するのが相当である。」としている。これは、数的分析と言っても、一定範囲内の蓋然性を指摘するにすぎないこと（ただし、基準がなく裁判官の判断に委ねるよりも精度が高い）から言って当然のことであり、従前の手法より、科学的算定に近づいたことには間違いはない。

### 3. 日本の裁判における計量分析の利用

国内の裁判において計量分析が利用された例として、風評被害に関する大林（2006）、テクモ株式買取請求事件に関する森田（2012）およびインテリジェンス株式買取価格申立事件に関する石塚（2011）がある。

大林（2006）の実例では、原告X社はある事件が起こった場所に近いため、その事件の影響で製品の販売が落ち込んだと主張した。特に、事件当時、初めて出したばかりのテレビCMを中止せざるを得なくなり、テレビCMを行うことにより得られたはずの利益を逸したと主張した。X社は過去にテレビCMを行ったことがなかったので、まず過去にテレビCM

を行ったことがある競合企業Y社の売上高関数の重回帰分析を行い、Y社の売上高関数を入手した。次に、X社の売上高関数を推計した。最後に、Y社の売上高推計式からテレビCM広告効果を取り出し、X社の売上高関数に付け加えた合成式を定義し、テレビ広告効果を含むX社の売上高関数とした。そして、この合成したX社の売上高関数からテレビCM打ち切りにより被った被害を予測した。非常に多くの特殊な前提条件をおいたモデルである。前提条件や仮定が多いモデルは、自律度が低いと言い、その結論は脆弱である。

加えて、肝心のX社の売上高関数を回帰分析した際に、マイナス符号を期待する価格変数がプラスの係数となったため、試行錯誤（データマイニング）の末、定数項のない回帰分析を行うことにより、ようやくマイナスの符号を入手している<sup>5)</sup>。しかし、定数項のない回帰分析の結果は、大林（2011）が指摘するように、多くの問題があるため信頼しがたいし、そもそもX社の推計結果の頑健性がなかった。

原告側のモデル構築の方法論および計量分析担当者の分析能力に疑問があり、そういった原告側分析を支持した専門家による意見書にも問題があった。そこで、数回にわたって被告側からの準備書面あるいは意見書により疑問点を指摘した。そして、証人尋問にいたるまでの間に、原告側はそういった被告側の指摘をもとに計量分析を修正するという繰り返しが行われた。より正しい推計に近づいている面もあるが、原告側の不適切な分析を被告側が添削している面も否定できない。不適切な分析で訴訟を起し、被告側が問題を指摘するなら修正し、もし被告側に指摘する能力がないなら原告側に裁判に有利になるといった分析能力の格差による不平等な状況が生まれる可能性を否定できない。

当然のことながら、裁判官あるいは被告側弁護人に計量分析手法の知識が少ないことを前提にすると、コミュニケーション問題があり、専門的内容を解説するための単純化や平易化は、正確性を犠牲にすることが多いため、不適切な計量分析が生き残る可能性が否定できない。法と経済学の分野の開拓者であるポズナー判事は、Posner（1999）において、計量経済学とい

う学問は非常に難解であり、いかに計量経済学者が平易に説明したとしても、普通の判事や検事が計量分析を完璧に理解したり批評したりできると考えることは非現実的であると述べている。さらに、この問題は解決できないが、法廷が指定した計量経済学専門家を多用することにより、取り除くことができるとも述べている。つまり、裁判関係者の経験が重要となるわけである。

この事案の証人尋問は、裁判の終盤に行われ、原告と被告側から1人ずつ証人が呼ばれた。裁判の実際は、非常に事務的であり、弁護士による準備書面、証拠書類、あるいは専門家による意見書の提出、次回裁判あるいは証人尋問のスケジュール合わせがほとんどの作業である。証人尋問では、まず、原告側証人と共に、宣誓書に署名捺印、裁判官の前で文面を朗読するといった儀式のあと、裁判官から証言にあたっての注意があった。原告側証人尋問の際には、原告側弁護士より退席を要求され、裁判長の指示により別室で待機した。したがって、原告側証人尋問を見聞することはできなかった。実際の証人尋問では、両サイドの弁護士が順番に質問、さらに裁判官からの質問に答えるという進行で、ほぼ2時間弱で終了であった。弁護人は、それぞれのサイドに有利な証言がなされるように準備した質問を行う。証人が、証言に補足説明や留保条件を付けようとする、相手側弁護士は発言を打ち切り、自サイドに都合のよい証言を際立たせようとする。原告側弁護士の質問は、ある程度攻撃的ではあったが、特に声を荒げるわけもなく、冷静な尋問であった<sup>6)</sup>。内容は、証人の専門家能力の確認からはじまり、経歴や能力が不十分であることを印象付けようとする意図が感じられた。その後は、提出済みの準備書面そして意見書の再説明や再確認といった質問がほとんどであった。

この事案では、最終的に原告の計量モデル分析は証拠として採用されなかった。そして、実際の被害額算定は、基本的には裁判官の裁量による積み上げ計算が行われた。このため、不適切な計量分析が証拠とならなかった点では評価できるが、計量分析による科学的な被害額推計という面では進展はなかったことになる。この点、インテリジェンス株式買取価格申立事件

に関する東京高裁決定では、計量分析が認知され、回帰分析が証拠として採用されたことが評価されるべきである。と同時に、ポズナー判事が言う経験の重要性を確認するかのよう、定数項のない回帰分析を証拠採用した点において、計量分析担当者、原告・被告双方の弁護士、そして裁判官がそれぞれのレベルで経験不足をみせたことも事実であるから、今後はより適正な計量分析の活用に向けた経験値の増加が望まれる。

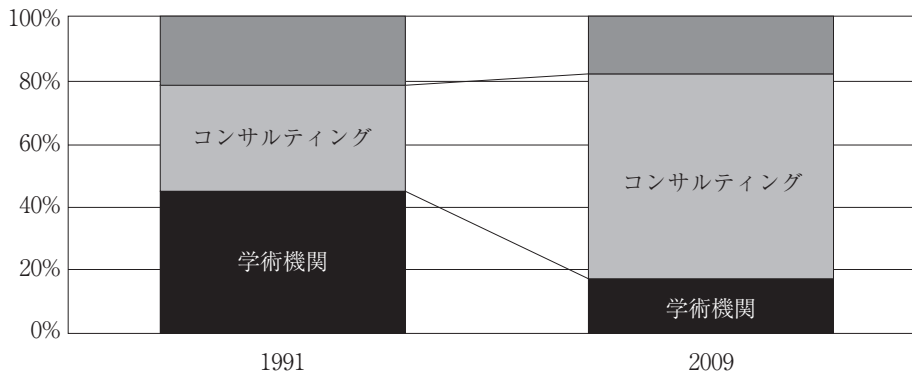
#### 4. 米国における法廷経済学の産業化と専門家証人活用問題

米国におけるダウバート基準は、法廷が不適切な専門家証言を、事前または公判中に排除するためのものであり、専門家の証言が証拠能力を持つためには、専門家の証言した科学的知識の方法論が科学的にみて有効か、その理由付けや方法論が争点となっている事実適切に当てはまるものであるか、そして、証拠が検証済みのものであるか、ピア・レビュー（レフリーによる論文査読審査）や公刊が既に行われているか、学界で一般的に受け入れられた理論であるかなどを基本とした判断をしなければならないとしている<sup>7)</sup>。これは、ダウバート基準以前のフライ基準において、学界で受け入れられているか否かを唯一の判断基準とするものを修正したものであるが、未だに多くの議論が行われており、基準があるからといって問題が完全なくなるわけではない。しかし、ゲイトキーパー（門番）役が存在する場合は、不適切な分析をめぐっての不毛な議論の繰り返しを避けることができるはずであるし、より本来的な問題である被害の実態を科学的に算定する可能性は高くなる。

##### 4-1. 産業化した米国の法廷経済学専門家

そもそもダウバート基準が存在するのは、米国の裁判において、専門家および専門家証人の利用が盛んなためである。経済学の専門家および専門家証人に関しては、法廷・訴訟に関連する経済学として、Forensic Economics（法廷経済学）あるいはLitigation Economics（訴訟経済学）というジャンルが存在する<sup>8)</sup>。Forensicは法医学と訳されることが多いが、法律や法廷に関係することを意味する。この法廷と関係の深い経

図表-1 産業化する法廷経済学



法廷経済学会学会員労働収入割合 Brookshire et al. (2009)

経済学専門家による全米法廷経済学会（National Association of Forensic Economics）が存在し、1987年から学会誌を発行している<sup>9)</sup>。この学会では、定期的に会員にアンケート調査をしており、法廷経済学の研究者ならびに実務家の情報を知ることができる。最新の調査は Brookshire 他（2009）であり、正会員総数 585 名の内 191 名が回答している。

図表-1にあるように、学会員の労働収入の割合は、1991年において大学等の学術機関からの給与が45パーセント、法廷コンサルティングが34パーセントであったが、2009年では前者が17パーセントで後者が65パーセントとなり、コンサルティング収入が増大している。2009年において34パーセントがコンサルタント収入のみの専業である。これらの数値は、法廷経済学者の専門集団化を示している。コンサルティング依頼者は、1999年では原告側が67パーセントであったものが、2009年では59パーセント、そして同時期において被告側は33パーセントと40パーセントとなっており、原告側に少し偏っているが、バランスが取れる傾向にある。

図表-2において、2009年に学会員が従事した裁判形態では、個人被害・不法死亡が68パーセント、独禁法・営業損害が14パーセント、差別・その他労働問題が11パーセント、離婚が2パーセントという内訳となっている。2009年からみた過去数年のコンサルティング件数の実態は、本人が予想した数以上あったが9パーセント、予想内が70パーセント、予想以下が21パーセントとなっており、ほぼ予想通りの実

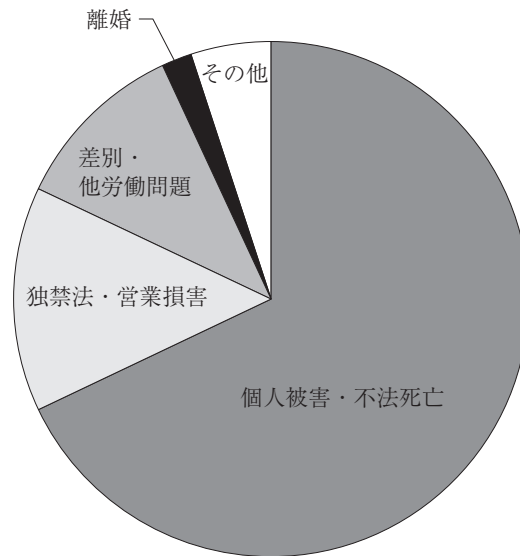
務数が存在していたことを示している。この調査から読みとれることは、法廷経済学による対法廷サービスという分野が市場化・産業化している事実である<sup>10)</sup>。

#### 4-2. 全米法廷経済学会の倫理原則

全米法廷経済学会の会員が入会にあたって誓約し遵守することを要求される全米法廷経済学会の全8項目の倫理原則（2004年10月1日有効）は、逆説的に法廷経済学の実務家・専門家を取り巻く諸問題を示している。（図表-3参照）

個別項目をみると、①契約の項目は、依頼者からの要求がしばしば不適切な意見や不適切な方法論の利用を要請する可能性を指摘している。②報酬の項目は、成功報酬を目的とした業務が専門家として客観性を損なう可能性を指摘している。③精励の項目は、依頼者に有利になるように、特殊な方法論やデータを利用して分析を行う可能性を指摘している。④開示の項目は、データや方法論を秘匿することにより、再現可能性と説明責任を逃れようとする可能性を指摘している。⑤一貫性は、原告側と被告側のどちらを代理するかにより方法論を変化させる可能性を指摘している。⑥知識ベースは、時代遅れの理論や方法論を使い続ける可能性を指摘している。⑦発言は、仮説的議論から言質を取る可能性を指摘している。⑧責任はこういった倫理的を守らない依頼人や実務家が存在する可能性そしてそれを黙認する可能性を指摘している<sup>11)</sup>。

図表一2 全米法廷学会会員の業務割合



Brookshire et al. (2009)

図表一3 全米法廷経済学会会員の倫理原則

全米法廷経済学会会員の誓約として、訴訟において専門家としての意見証拠を事実認定として提供する場合には、以下の原則を遵守する。

## ①契約

理由なく不適切な事実の表明を要求されたり、方法論の変更を原理なくあるいは説得力のある分析上の理由なく要求されたりした場合、法廷経済学の実務家は、訴訟への関与を拒否すべきである。

## ②報酬

法廷経済学の実務家は、成功報酬とか裁判所の裁定金額や和解の金額に応じた（歩合制の）手数料を受けとるべきではない。

## ③精励

法廷経済学の実務家は、一般的に妥当と認められていて、あるいは信頼できる経済データに基づいた理論的に正しい経済学方法を採用すべきである。法廷経済学の実務家は、固有の情報の正確性または完全性を最終的に確認するのは実務家の責任ではないことを認識しつつも、正確で公正かつ合理的な専門家の意見を提供するように努力をすべきである。

## ④開示

法廷経済学の実務家は、他の同程度の能力をもった法廷経済専門家が、相応な努力で（無理のない程度の力で）、すべての数値計算の再現が可能になるように十分な詳細（情報）を提供するための準備をすべきであり、他の人々が理解できるように自分の意見を支える情報源と仮説を十分に提示できるように準備をすべきである。

## ⑤一貫性

法廷経済学の実務家が原告側に協力する場合と被告側に協力する場合には、異なった課題が与えられることと認識されているが、それらの課題に対して、基本的な仮説、情報源、方法論は、専門家が協力する側にかかわらず、変更されるべきではない。当事者の主張を支持する目的のために方法論を変更するべきでない。この一貫性の要件は、新しい知識が出現することによる方法論の変更を排除するものではないし、また、専門家の提出物や証言において明確に開示された仮説的性格であることを前提にした上で要求された計算を実行することを排除するものでもない。

## ⑥知識ベース

法廷経済学の実務家は、彼らの専門の最新の知識ベースを維持するために努力すべきである。

## ⑦発言

開かれた、自由な議論は、学術的かつ専門的法廷経済学会の望ましい教育的機能である。したがって、法廷経済学の実務家は、教育環境を維持し、保護するために、発言者の許可なしに、教育環境で行われた口頭発言の引用は控えるべきである。

## ⑧責任

法廷経済学の実務家は、これら原則の存在と原則を遵守しているという事実を、経済分析の依頼者達や他の訴訟参加者達に対して知らしめることを奨励する。加えて、法廷経済学の実務家がこれらの原則の違反に対して批判を加えることは適切である。

(<http://nafe.net/about-nafe/nafes-ethics-statement.html>)

### 4-3. 専門家証人の適格性

ダウバート基準が有効であれば、粗悪な計量分析や不適切な専門家証人が事前に排除できるはずであるが、現実はそのような場合が多い。例えば、A社の商品Xに関する営業損害を考えると、A社や商品Xに関して、ダウバート基準を満たす専門家を見つけることができる保証はない。専門家が存在したとしても、裁判に専門家として協力するなり、専門家証人として協力してくれるとは限らない<sup>12)</sup>。このため、関連する分野なり方法論を持つ専門家が代用されることになる。逆に専門家が多くの商品やサービスの場合には、競合する専門家により異なった理論、方法論、そしてデータの利用により、代替結果が多くありすぎて、判断が困難となることもある。特に、物理学や化学と同等の正確性を欠く経済学では、論争が頻繁に行われて代替的な理論が存在することから、十分な能力・資格を持つ専門家同士で意見が異なる可能性は存在する<sup>13)</sup>。各専門家の意見は十分根拠のあるものである可能性が高く、事実認定にいたる困難性が高いことは容易に推測できる。

さらに、日本では、厳密にダウバート基準を満たす計量分析研究者や実務家は少ないと推測される。計量分析に必要なデータや情報の公開が遅れている日本では、必要悪として御用学者的に行動せざるをえない状況があり、裁判に適合する分析者が企業、業界、官公庁と密接な関係にある場合が多く、独立性が問題となる可能性が高い。米国のアカデミズムにおける査読主義の徹底が日本では相対的に低いため、訴訟に係るピア・レビュー済みの査読論文や、そういった論文を執筆している専門家をみつけることが困難である。実務的には、一部の大学関係者を別にすれば、計量分析の担い手は民間シンクタンク等調査研究機関となる。ところが、民間シンクタンク所属の分析者の多くは署名論文を持っていない可能性が高いし、業務において適切な研究調査を担当したことがあったとしても、分析担当箇所や範囲を特定できないことが多いため資格認定に困難となる。

### 4-4. コミュニケーション問題

裁判官そして弁護士が計量分析の知識を十分持って

いないからこそ専門家が必要となるわけであるが、専門家とのコミュニケーション問題がついて回る。計量分析の利用が進んだ米国においてもコミュニケーション問題は存在する。実際の計量分析にいたるには、純粋経済理論から応用経済理論に抽象度を下げ、応用経済理論モデルを構築する。しかる後に、計量経済学的仮説として検証可能な計量モデルを特定化し、データを収集し、適切な手法を実現するソフトウェアを利用し、仮説検定を行うことになる。理想的には、裁判関係者全員が自らが計量分析を遂行できなくとも、こういった段階のすべてを理解できる知識が欲しい。しかし、それは現実的でないため、専門家は分析結果を正しく平易に説明できなければならないことになる。ところが、そういった人材は少ないし、わかりやすさと正確さが反比例する可能性さえある。すると、わかりやすい説明で誤った証拠が認められてしまう可能性さえある。といて、権威に頼りすぎると、高名な専門家の誤った証拠を認めてしまう可能性もある。専門家証人を反対尋問にかけた場合、分析の正確性ではなく話術や印象で、証拠として採用される計量分析が決まる可能性も否定できない。こういった裁判関係者の、計量分析理解の問題は、対称的に、計量分析専門家の法律理解が不十分なため不適切な計量分析をしてしまう可能性を指摘するものである<sup>14)</sup>。

コミュニケーション問題に関する対処法としては、森田（2012）が専門委員制度（民訴92条の2以下）の活用を示唆している。この制度は、知財事件や医療事故など専門的な知識を必要とする訴訟で、審理の充実・迅速化を図るために、争点整理など手続きの早い段階から専門家の協力を得ることができるようにした制度であり、2003年7月の民事訴訟法の改正で新たに作られ、2004年から実施されている<sup>15)</sup>。しかし、専門委員制度は、運用が始まったばかりであるため未知数の部分が多い。原告側、被告側そして法廷の三者がそれぞれ別の専門家に依頼するようになると、当然のことながら裁判費用増の問題が起こる。

## 5. まとめ

いったん計量分析が証拠として採用されたからに

は、裁判における計量分析の利用が増加するであろう。例えば、東北大震災における原子力発電所問題の損害賠償をはじめとして、損害額の計算に計量分析を利用した証拠の提出が増加するであろう。被害額の算定に、一貫性のある科学的算定が導入されることは望ましいと考えることができる。ところが、本小論でみたように、日本の裁判における計量分析の活用は始まったばかりという状況である。そこで、米国を他山の石として、法廷経済学の専門家による対法廷コンサルティングサービスの産業化とそこで課題を整理した。

日本においても中長期的にみて、好むと好まざるに係わらず、法廷経済学専門家の対法廷サービスの産業化が必要であると考えられることから、そういった市場の整備が重要である。需要サイドでは、裁判に係わるすべての関係者による法廷経済学や計量経済学の最低限の知識の獲得が必要である。また、ダウバード基準のような事前審査制度も必要となろう。供給サイドでは、法廷経済学の分析担当者の育成が重要となる。応用計量経済学のカリキュラムに法廷経済学を導入したり、法科大学院のカリキュラムに法廷経済学や計量経済学を導入したりする必要性が高まる。そして、最終的には大学院レベルで、法廷経済学の実務家養成コースが必要となろう<sup>16)</sup>。こういった課題に対する有効な対策を詳細に考察することが将来課題である。いまひとつの方向性は、より裁判過程に踏み込んだ、計量分析の必要性の認識に始まり、計量分析依頼者（原告と被告両サイド）、専門家そして専門家証人としての計量分析担当者、そして裁判官という関係者間のコミュニケーション問題やプリンシパル・エージェント問題の研究が興味深いと考える。

## 注

- 1) 東京高判平成22・10・19判タ1341号186頁。なお、本決定は、最三小決定平成23年4月26日裁時1531号第2頁によって、算定基準時が不適切であることを理由に破棄差し戻しされている。
- 2) 独禁法に関する案件は、米国では裁判が行われるが、日本では公正取引委員会における審判となる。2009年11月

11日に出された「塩化ビニル樹脂向けモディファイアー価格カルテル事件」審決が、計量分析が審決文に取り上げられた最初の例である。

- 3) 大林・相村・甘利（2007）で営業損害の計量分析を紹介した。
- 4) 江頭（2006）「株式会社法（第3版）」768頁他。
- 5) データマイニングは、計量分析の場合、理論なき計測として推奨されていない。原告側の分析の問題は、第1に広告の経済効果は理論的にも実証的にも解決できていない問題が多く、売上高増効果の推計が困難であることが通説であることを無視している点である。ある企業の広告が売上高を増加させたとしても、他社によると報復的広告が行われる可能性も高いため、売上高増加効果は相殺されてしまう。元来、Y社の企業構造や直面する市場構造がX社と同様かどうかの検証もなしでは、いくら競争企業とはいえ、その広告成功例のみを取り出すと偏りのある分析を行ってしまう可能性が高い。そして、広告効果の推計に成功したとしても、必ずしも広告により売上高が増加したという因果関係を自動的に意味するものではない。なぜならば、広告活動の多い企業の売上高が高いのか、売上高の高い企業だからより多くの広告活動を行う余裕があるのかは、因果関係の検証抜きには判別が不可能だからである。第2に、Y社における広告の売上高効果をX社の効果と同一視して合成することが可能なためにはY社とX社が同一市場条件に直面しかつ企業構造も同様である必要があるがその保証もない。原告側分析担当者は、回帰分析において被害を説明する変数の符号や係数の大きさ、そして統計的有意性、そして回帰式の当てはまり（自由度修正済み決定係数）をアプリアリに設定し、気に入る結果が出るまで説明変数を入れ替えたり、変数変換したりを繰り返した結果であることは容易に想像できる。つまりたくさん回帰分析結果から、自分の仮説に適合するもののみを利用しており、結果は頑健性がない。正しい計量分析では、頑健性の低い、つまり説明変数の入れ替えや変数変換に過敏な結果は排除するのが普通である。
- 6) Kolodinsky（2010）は、自分の法廷証言経験を記したもので、善意の専門家証人が犯罪者のように適格性を尋問された経験を弁護人のコメント付きで議論している。
- 7) Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc., 509 US 579, 589 (1993).
- 8) 法と経済学の研究は幅広く、いわゆるシカゴ学派の貢献が有名であるが、本小論では法廷あるいは訴訟実務の周

辺領域を担当するものに限定する。近隣分野として、Forensic Accounting, フォレンジック (フォレンシック) 会計あるいは法廷会計学と呼ばれ、粉飾決算など不法な会計処理を発見するための分野が存在し、日本ではこちらの方がより認知されている。

- 9) 他にも主要な学術雑誌として、Journal of Legal Economics や Litigation Economics Review が存在する。
- 10) Fleetwood (1987) は、専門家証人産業の問題点を議論しており、場合によっては法廷専門家の権威により、学問的信頼性がないにもかかわらず、不適切な証拠採用が頻繁に行われる可能性を指摘している。
- 11) 依頼される専門家の立場からの倫理という視点から依頼者や法廷との問題をみた。このような問題は、ゲーム理論で言うプリンシパル・エージェント問題として理解することもできる。Koppl & Cowan (2010) は、刑事裁判における証拠に関する検査の独占と利用の独占 (供給独占・需要独占) が真実探求に与える影響の研究であるが、裁判一般に応用可能な議論が行われている。基本的に検査独占や利用独占は非効率であることから、証拠の分析に競争が有効であるとしている。しかし、費用問題はついてまわる。
- 12) Solow & Fletcher (2006) は、独禁法裁判において、独禁法専門家証人を使って、いかに正しい経済学が裁判で活用されるべきかを議論しており、一般の法廷経済学において有効な意見を述べている。法廷における、経済学的証拠のクリームスキミング (良いところ取り)、意図的誘導、経済学の意図的誤用、分析力格差の問題が指摘されている。
- 13) 荒井 (2003) は、米国において、マイクロソフト社の独占を事実認定した地裁における訴訟を紹介しているが、司法省が Microeconomic Consulting & Research Associates, 代表の Frederick R. Warren-Boulton 博士, MIT 教授の Franklin Fisher 博士, そしてマイクロソフト側は MIT 教授の Richard Schmalensee 博士と一流の経済学者を専門家証人としてそろえた裁判であった。
- 14) Aubuchon (2009) は、経済学者による法律理解の必要性を強調した論文である。
- 15) 廣瀬 (2005) によると、知財に関しては、平成 16 年 4 月より“専門委員”が任命され、専門委員が訴訟に関与し始めた。また、論文発表時点で約 30 名の弁理士が専門委員に任命されている。
- 16) Slesnick & Tinari (2001) は、大学における法廷経済学のカリキュラムを議論している。

## 参考文献

- 荒井弘毅 (2003), 法廷における経済学——反トラスト法, 専門家証言, 2003 年度第 1 回法と経済学会発表論文。
- 石塚明人 (2011), インテリジェンス株式買取価格決定申立事件における計量経済モデルの利用, GCOE ソフト ロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ, GCOESOFTLAW-2011-2。
- 江頭憲治郎 (2006), 「株式会社法 (第 3 版)」有斐閣。
- 大林守 (2006), 計量モデル屋, 証人台に立つ [随想], 法と経済学研究, 3 巻 1 号。
- 大林守, 梶村寛道・甘利雅子 (2007), 営業妨害による損害及びその他営業上の損害の測定——逸失利益の測定過程に関する経済学上の枠組みについて, 専修ロージャーナル, No. 2。
- 大林守 (2011), 研究ノート 取ってはいけない! 回帰定数項: A Pedagogical Note, 専修商学論集, 94 号。
- 廣瀬隆行 (2005), 専門委員制度の解説と現状, パテント, Vol. 58, No. 5。
- 森田果 (2012), 法律家のための実証分析入門 (第 6 回), 法学セミナー, No. 686。
- Aubuchon, Gregory (2009), A Forensic Economist's Guide to Reading Legal Decisions, *Journal of Legal Economics*, 16, 71-82.
- Brookshire, Michael L, et al. (2009), A 2009 Survey of Forensic Economists: Their Methods, Estimates, and Perspectives, *Journal of Forensic Economics*, 21, 5-34.
- Fleetwood, Blake (1987), From the People Who Brought You the Twinkie Defense; the Rise of the Expert Witness Industry, *Washington Monthly*, Jun 1.
- Kolodinsky, Jane (2010), So You Want to Be an Expert Witness? *Journal of Consumer Affairs*, 44, 607-614.
- Koppl, Roger & E. James Cowan (2010), A Battle of Forensic Experts is not a Race to the Bottom, *Review of Political Economy*, 22, 235-262.
- Posner, Richard A (1999), The Law and Economics of the Economic Expert Witness, *Journal of Economics Perspective*, 13, 91-99.
- Slesnick, Frank & Frank D. Tinari (2001), Teaching Forensic Economics in the University Curriculum, *Journal of Forensic Economics*, 14, 243-260.
- Solow, John L. & Daniel Fletcher (2006), Doing Good Economics in the Courtroom: Thoughts on *Daubert* and Expert Testimony in Antitrust, *Journal of Corporation Law*, 31, 489-502.